

秋田市告示第198号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき、下記の特定期空家等の所有者等に次のとおり措置を命じたので、同条第13項の規定により告示する。

令和7年6月27日

秋田市長 沼 谷 純

1 対象となる特定期空家等

- (1) 所在地 秋田市河辺三内字野崎179番地10
- (2) 用 途 居宅兼店舗

2 措置の内容

- (1) 当該特定期空家等のすべての除却又はこれに相当する措置をとること。
- (2) 当該特定期空家等の内部又はその敷地に存する動産等については、措置の期限まで運び出し、適切に処分すること。
- (3) 当該特定期空家等の除却により発生する動産等については、措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3 命ずるに至った事由

当該特定期空家等は、2階部分のほとんどが崩壊しており、これ以上の老朽化の進行により県道や隣家への倒壊の可能性が高く、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態と認められることから、当該特定期空家等について法第22条第1項の規定による助言又は指導および同条第2項の規定による勧告がされたにもかかわらず、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置がとられていないため、同条第3項の規定に基づき上記2の措置を命ずるに至ったもの

4 命令の責任者 秋田市都市整備部住宅政策課

空き家対策担当課長 柴 山 裕 光

5 措置の期限 令和7年7月28日